

# 役員報酬規程

## 公益社団法人 福岡県診療放射線技師会 役員報酬規程

制 定：平成 25 年 4 月 21 日

最終改定：令和 8 年 1 月 29 日

### 第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 公益社団法人福岡県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の定款第 34 条に関し、必要な事項を定める。

### 第 2 章 役員報酬等

(適用範囲)

第 2 条 会員の理事及び監事は、その在任中、報酬、賞与等の職務上の対価を受けることはできない。また退任時においても、退職金等いかなる名目であっても役員在任中の職務に対する対価は支給されない。

2 会員以外の理事及び監事の年間報酬額は、100 万円を限度とする。なお、報酬の支払方法、支払時期その他の詳細については、別途定める。

3 前項の限度額の範囲内で、具体的な報酬額は、受託者と協議のうえ、理事会の承認を経て決定するものとする。

4 役員職務を行うために要した費用については、別に定める旅費規程を準用する。

### 第 3 章 雑 則

(規程の変更)

第 3 条 この規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

### 附 則

1 本規程は、平成 25 年 4 月 21 日に制定、即日施行する

平成 25 年 4 月 21 日制定

令和 8 年 1 月 29 日改定